

平成26年11月11日

名古屋港記者クラブ会員 } 各位
報道関係 }

名古屋港埠頭株式会社

名古屋港における特例港湾運営会社の指定

1 概要

名古屋港埠頭株式会社は、平成26年11月12日に、国土交通大臣より、港湾法に基づく「特例港湾運営会社」の指定を受けることとなりました。

今後も、中部圏の経済・産業活動や人々の暮らしを支える信頼性の高い港湾インフラシステムを構築していくとともに、民の視点による効率的な港湾運営に積極的に取り組み、名古屋港の国際競争力強化に努めてまいります。

なお、下記の日程により、国土交通省にて、指定書が交付されます。

2 指定書交付式

日時 平成26年11月12日（水）10：45～

場所 国土交通省 西村明宏国土交通副大臣室

出席 名古屋港埠頭株式会社代表取締役社長 生田正治

取材 カメラ撮りを希望される方は事前に以下の連絡先にご登録の上、当日は10時35分までに中央合同庁舎3号館4階エレベーターホールにお集まりください。

(連絡先)

国土交通省港湾局港湾経済課港湾物流戦略室 坂本、安里

TEL 03-5253-8111（内線）46854、46856

TEL 03-5253-8628（直通）

FAX 03-5253-8937

3 指定までの経緯

平成26年6月25日 民の視点を取り込んだ港湾運営の一層の効率化を図るため、代表取締役社長として生田正治（株式会社商船三井 元代表取締役社長・会長）就任及び社外取締役選任

平成 26 年 8 月 26 日 ガバナンスの一層の確立を図るため、第三者割当増資により民間資本の導入（名古屋港運協会、名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社（NUCT）及び飛島コンテナ埠頭株式会社（TCB）から出資（各 1,000 万円）を受け入れた。）

平成 26 年 9 月 9 日 特例港湾運営会社指定申請

平成 26 年 11 月 12 日 特例港湾運営会社指定（予定）

【参考】

1 特例港湾運営会社について

民の視点を取り込んだ港湾運営の一層の効率化を図るため、平成 23 年 3 月の港湾法の改正により、港湾運営会社制度が創設されました。

制度の導入により、これまで港湾管理者が管理運営してきた公共コンテナターミナルも港湾運営会社がこれを借り受けて、一元的なコンテナターミナルの運営を行うことが可能となります。

同法では、港湾運営会社は伊勢湾で 1 つに限ると規定されていますが、当面（平成 29 年 9 月 11 日まで）は港で 1 つ（名古屋港、四日市港それぞれ 1 つ）の特例港湾運営会社が運営を行うこととなっています。

また、伊勢湾は国際拠点港湾ですが、港湾運営会社制度については、国際戦略港湾とみなされており、特例港湾運営会社の指定は大臣が行うこととなっています。

2 港湾運営会社制度導入による主なメリット

(1) 無利子貸付制度の拡充

特例港湾運営会社の指定を受けることで、国及び港湾管理者からの無利子貸付金の割合が、最大 8 割となります。

(2) 税制優遇措置の適用

国の無利子貸付又は補助を受けて新たに整備する荷さばき施設等について、固定資産税・都市計画税の減免（課税標準 3 分の 2）が受けられます。

3 弊社概要

設立日 平成 24 年 12 月 3 日

資本金 25 億 1,500 万円

代表者 代表取締役社長 生田 正治

問い合わせ先

名古屋港埠頭株式会社 経営企画部 鈴木、塚本

TEL 052-398-1080 FAX 052-398-1081